

北海道産業振興条例に基づく助成制度の概要

I 企業立地の促進を図るための助成措置

○事業の概要

対象業種（事業）、対象地域、新設・増設、投資額、雇用増等に応じて、最大15億円の補助金を交付できる制度

類型	分野	対象業種(事業)	対象地域	新設 増設	補助要件 ・投資額 ・雇用増	助成内容			
						助成額	限度額	通算 限度額	
類型 I	成長産業分野	自動車関連製造業	全道 (札幌市を除く。) (植物工場は、工業 団地と工場適地を 対象とする。(札幌 市を除く。))	新設	5億円以上 20人以上	投資額の10%	15億円 注7	20億円 同一企業につき	
		増設		投資額の5%		5億円			
		電気・電子機器製造業 医薬品製造業 食関連産業 植物工場 新エネルギー関連製造業		新設		投資額の10%	10億円 注6	13億円 同一企業につき	
		増設		投資額の5%		3億円			
		新エネルギー供給業 ※市町村支援の対象であること		新設		10億円以上 1人以上	投資額の5%	1億円	—
		データセンター事業		新設		一般型 10億円以上 5人以上 環境配慮型 注5	投資額の10%	一般型 3億円 環境配慮型 5億円	一般型 4億5千万円 環境配慮型 7億5千万円
				増設		20億円以上 5人以上	投資額の5%	一般型 1億5千万円 環境配慮型 2億5千万円	同一企業につき
	基盤技術産業	新設	2,500万円以上	投資額の10%	3億円	13億円 同一企業につき			
		増設	5人以上	投資額の5%					
	本社機能移転事業	全道	新設	(投資額要件なし) 30人以上	1年間の賃料の 2分の1	1,000万円	—		
30人以上									
発展基盤施設分野	自然科学研究所 ※成長産業分野に関連する業種 に限る。	全道	新設	10億円以上 研究員5人以上	投資額の10%	10億円	13億円 同一企業につき		
			増設	5億円以上 研究員5人以上	投資額の5%	3億円			
	高度物流関連事業 ※成長産業分野に関連する事業 に限る。	全道 (札幌市を除く。)	新設	20億円以上	投資額の10%	10億円			
			増設	20人以上	投資額の5%	3億円			
類型 II	市町村連携促進分野	※市町村が行う立地助成措置の 対象であること ※企業立地促進法適用地域にお いては指定集積業種に限る。(植 物工場を除く。) ・製造業 ・自然科学研究所 ・高度物流関連事業 ・データセンター事業 ・ソフトウェア業 ・情報処理・提供サービス業 ・コールセンター事業 ・植物工場	特別対策地域 注3	新設 増設	2,500万円以上 5人以上	投資額の4%	1億円	投資助成 3億円 同一企業につき	
			企業立地促進法適用地域 (札幌市の区域に あつては、特認事業 者が新設する場合 に限る。) 注4	新設		投資額の8%			5,000万円
				増設		投資額の4%			1億円
			工業団地 (札幌市を除く。) (製造業又は植物工場 に限る。)(植物工場 は、工業団地と工場適 地を対象とする。(札 幌市を除く。))	新設		5,000万円以上 5人以上	投資額の8%		1億円
				増設			投資額の4%		

47 都道府県中、茨城県と東京都を除く 45 道府県で補助制度を有しているが、補助要件等は各道府県で異なっている。